

定期監査(工事監査)結果報告

第1 監査の対象

- 1 平成 25 年度 高竜土地区画整理事業(交付金)大門通東線外道路築造工事
- 2 平成 25 年度 高竜土地区画整理事業(市単独)大門通東線外 6 線下水道管移設工事
- 3 平成 24 年度 社会資本整備総合交付金(市・改築)事業
(市)小池 052 号線(仮称狛川橋)橋梁下部工工事
- 4 平成 25 年度 平和破碎処理センター一回転式破碎機等整備工事

第2 監査の期間

平成 26 年 1 月 10 日から平成 26 年 3 月 17 日まで

第3 監査の方法

平成25年度において施工中の工事から4件を抽出し、その計画、設計、施工等が、適切かつ効率的に執行されているか工事関係書類を審査するとともに、工事現場の実地調査を行った。

なお、工事の適正性、安全管理に対する適切な執行等に関する書類審査及び現地調査を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その意見を参考とした。

第4 監査の結果等

- 1 平成 25 年度 高竜土地区画整理事業(交付金)大門通東線外道路築造工事
- 2 平成 25 年度 高竜土地区画整理事業(市単独)大門通東線外 6 線下水道管移設工事

【高竜土地区画整理事業】

- ・工事担当課 都市整備部 市街地整備課
- ・工事の目的、背景等

第2次浜松市総合計画基本構想に基づき、「多彩に輝き、持続的に発展する都市づくり」を基本政策として「良好な都市環境に配慮した市街地の形成」を図るため、高竜土地区画整理事業を実施するもの。

- ・平成 25 年度 高竜土地区画整理事業(交付金)大門通東線外道路築造工事
進捗率 57.0% (平成 26 年 1 月末日現在)

(1) 工事の概要

工 事 場 所	浜松市中区砂山町地内
工 事 概 要	道路築造工事 : 10 路線 施工延長 : 992m 道路土工 : 一式 宅地盛土工面積 : 10,920 m ² 小型水路工延長 : 1,283m 舗装工面積 : 2,526 m ² 構造物取壊し工 : 一式
請 負 契 約 金 額	54,841,500 円
請 負 人	株式会社 山辰鋳産
契 約 日	平成 25 年 8 月 6 日
工 期	平成 25 年 8 月 7 日から平成 26 年 3 月 20 日
契 約 方 法	制限付一般競争入札

(2) 設計・契約・施工等の状況

- ア 現地発生土の瓦礫を除去して、その土を再利用するなど環境対策を行っている。
- イ 設計基準は、根拠が明確であり適切である。
- ウ 積算は、適正な単価が採用されており、数量の根拠も明確である。
- エ 入札及び契約関係書類は、おおむね適正に整備されている。
- オ 施工管理、品質管理、施工監理は、おおむね適正に行われている。
- カ 施工状況はおおむね良好であり、問題となる施工は見当たらない。
- キ 安全管理について、おおむね適正に行われているが、一部労働安全衛生法に基づく手続きがされていない。

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において改善を要する事項が見受けられたので適切な措置を講じられたい。

なお、軽易な事項については、その都度、関係者に改善等を指示したので、記述を省略した。

当該工事現場において、複数の工事が複数の請負者により同時に施工されている。

この場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、発注者である市は請負者のうちから、労働災害を防止するための措置を講ずべき者を1人指名しなければならないが、これを指名していない。

・平成25年度 高竜土地区画整理事業(市単独)大門通東線外6線下水道管移設工事

進捗率 41.0% (平成26年1月末日現在)

(1) 工事の概要

工事場所	浜松市中区砂山町地内
工事概要	管路施設工(管路) 管きょ工(開削) : 内径 200 mm 施工延長 462.3m マンホール工 : 10箇所 取付管及び柵工 : 50箇所
請負契約金額	22,643,250円
請負人	有限会社 永大小楠組
契約日	平成25年10月8日
工期	平成25年10月9日から平成26年3月10日
契約方法	制限付一般競争入札

(2) 設計・契約・施工等の状況

- ア 工事コスト削減として、道路工事と併行して施工することにより、下水道工事単独施工に必要な仮舗装を省いている。
- イ 設計基準は、根拠が明確であり適切である。
- ウ 積算は、適正な単価が採用されており、数量の根拠も明確である。
- エ 入札、契約関係書類は、おおむね適正に整備されている。
- オ 施工管理、品質管理、施工監理は、おおむね適正に行われている。
- カ 安全管理について、おおむね適正に行われているが、一部労働安全衛生法に基づく手続きがされていない。

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において改善を要する事項が見受けられたので適切な措置を講じられたい。

なお、軽易な事項については、その都度、関係者に改善等を指示したので、記述を省略した。

当該工事現場において、複数の工事が複数の請負者により同時に施工されている。

この場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、発注者である市は請負者のうちから、労働災害を防止するための措置を講ずべき者を1人指名しなければならないが、これを指名していない。

3 平成24年度 社会資本整備総合交付金(市・改築)事業

(市)小池052号線(仮称狛川橋)橋梁下部工工事

工事担当課 土木部 東・浜北土木整備事務所

進捗率 95.0% (平成26年1月末日現在)

(1) 工事の目的、背景等

市道小池52号線は、東区下石田町から北区細江町を結ぶ「都市計画 下石田細江線」の一部で、二級河川馬込川を起点に、市道上西市野線を終点とする道路である。区間の内、市道小池三島線から二級河川馬込川の区間(680m)が市道路事業として着手されており、当該工事はこの着手区間において、準用河川狛川に架設する橋梁の下部工(A1・A2橋台)を施工するもの。

(2) 工事の概要

工事場所	浜松市東区小池町外地内
工事概要	橋梁下部工 橋台工(A1・A2橋台)：1式 逆T式橋台 A1橋台：H=5.7m、A2橋台：H=6.4m 杭基礎(場所打杭) A1橋台：φ1,200mm L=24.5m N=14本 A2橋台：φ1,200mm L=24.0m N=14本
請負契約金額	当初 114,240,000円 変更 117,932,850円(3,692,850円増額)
請負人	共栄建設株式会社
契約日	平成25年4月30日
工期	平成25年5月1日から平成26年3月7日
契約方法	制限付一般競争入札

(3) 設計・契約・施工等の状況

ア 環境対策として、低振動、低騒音、環境対策型建設機械や工法を採用し、環境対策に配慮している。

イ 設計基準は、根拠が明確であり適切である。

ウ 積算は、適正な単価が採用されており、数量の根拠も明確である。

エ 入札及び契約関係書類は、適正に整備されている。

オ 施工管理、品質管理、施工監理は、おおむね適正に行われている。

カ 施工状況はおおむね良好であり、問題となる施工は見当たらない。また、安全管理

も適切に行われている。

(4) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、軽易な事項については、その都度、関係者に改善等を指示したので、記述を省略した。

4 平成 25 年度 平和破碎処理センター回転式破碎機等整備工事

工事担当課 環境部 平和清掃事業所

進捗率 77.0% (平成 26 年 1 月末日現在)

(1) 工事の目的、背景等

平和清掃事業所は、平成 5 年 4 月から粗大ごみ・不燃ごみ破碎設備、平成 13 年 4 月からプラスチック製容器包装減容設備の運転を開始し、それぞれ約 21 年、約 13 年という期間が経過している。(平成 26 年 2 月末現在)

両設備は毎年定期的に整備工事を実施しながら運転管理を行ってきたが、機器の経年劣化や電気部品の作動不良が見られたため、平成 21 年度に実施した精密機能検査の結果に基づき、必要度が高い設備について改修を行うもの。

(2) 工事の概要

工 事 場 所	浜松市西区平松町地内
工 事 概 要	【粗大ごみ・不燃ごみ破碎設備】 回転式破碎機ハンマー、回転式破碎機カッターバー、粗大ごみ供給コンベア 等 【プラスチック製容器包装減容設備】 容器包装プラ前処理装置、容器包装プラ搬送コンベア、容器包装プラ供給コンベア 等 【その他】高圧配電盤真空遮断機、制御装置 等
請 負 契 約 金 額	185,850,000 円
請 負 人	株式会社 タクマ中部支店
契 約 日	平成 25 年 5 月 21 日
工 期	平成 25 年 5 月 22 日から平成 26 年 3 月 10 日
契 約 方 法	制限付一般競争入札

(3) 設計・契約・施工等の状況

ア 設備の運転停止期間を、可能な限り短くなるよう、工事工程を検討している。

イ 設計基準は、根拠が明確であり適切である。

ウ 積算は、適正な単価が採用されており、数量の根拠も明確である。

エ 入札及び契約関係書類は、適正に整備されている。

オ 施工管理、品質管理、施工監理は、おおむね適正に行われている。

カ 施工状況はおおむね良好であり、問題となる施工は見当たらない。また、安全管理も適切に行われている。

(4) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、軽易な事項については、その都度、関係者に改善等を指示したので、記述を省略した。

第5 定期監査(工事監査)の結果に基づく意見について

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

環境部

平和清掃事業所

平成25年度 平和破碎処理センター回転式破碎機等整備工事

環境省は廃棄物処理施設の延命化を目指して、「廃棄物焼却施設長寿命化計画作成の手引き」を公表し、施設管理者に運転管理面のデータ化並びに施設の劣化及び寿命を予測・評価し運転管理することを指導しているが、平和清掃事業所においては過去の整備内容が一元的に管理されていない。

将来にわたり安定的に機能を維持するため、施設の概要、各部の耐用年数、改修工事の履歴、廃棄物処理状況の変遷等をデータ化し、ライフサイクルコストを踏まえた施設の運転管理に努められたい。